

企業版湯のまち別府ふるさと応援寄附金実施要綱

制定 令和3年 7月 1日

別府市告示第370号

改正 令和4年 8月4日

別府市告示第350号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（次条第1号において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関連する寄附を受けることについて、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた同条第1項に規定する地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- (2) 対象法人 市内に主たる事務所又は事業所を有しない法人で、青色申告書を提出しているものをいう。
- (3) 企業版湯のまち別府ふるさと応援寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として対象法人が行う寄附で、その額が一の寄附ごとに10万円以上のものをいう。

(寄附の申出)

第3条 企業版湯のまち別府ふるさと応援寄附金の寄附を行おうとする対象法人（以下「寄附者」という。）は、寄附申出書（様式第1号）を市長へ提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、寄附者は、同項に規定する寄附の申出を寄附者の使用に係る電子計算機と市又は市から委託を受けた者（以下この項において「市等」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線

で接続した電子情報処理組織を使用し、寄附申出書の記載事項を市等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うことができる。

(寄附の受領等)

第4条 市長は、前条の規定による寄附の申出をした寄附者から企業版湯のまち別府ふるさと応援寄附金を受領したときは、当該寄附者に受領証(様式第2号)を交付するものとする。

2 市長は、寄附対象事業の事業費が確定したときは、寄附者に対して事業費確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、寄附を拒否し、又は受領した企業版湯のまち別府ふるさと応援寄附金を返還することができる。

(1) 企業版湯のまち別府ふるさと応援寄附金の受領が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(台帳の作成)

第5条 市長は、企業版湯のまち別府ふるさと応援寄附金の適正な管理を図るため、企業版湯のまち別府ふるさと応援寄附金台帳(様式第4号)を作成するものとする。

(公表)

第6条 市長は、企業版湯のまち別府ふるさと応援寄附金の受領の状況及び企業版湯のまち別府ふるさと応援寄附金を充当した寄附対象事業の状況について、市の広報紙又はホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。